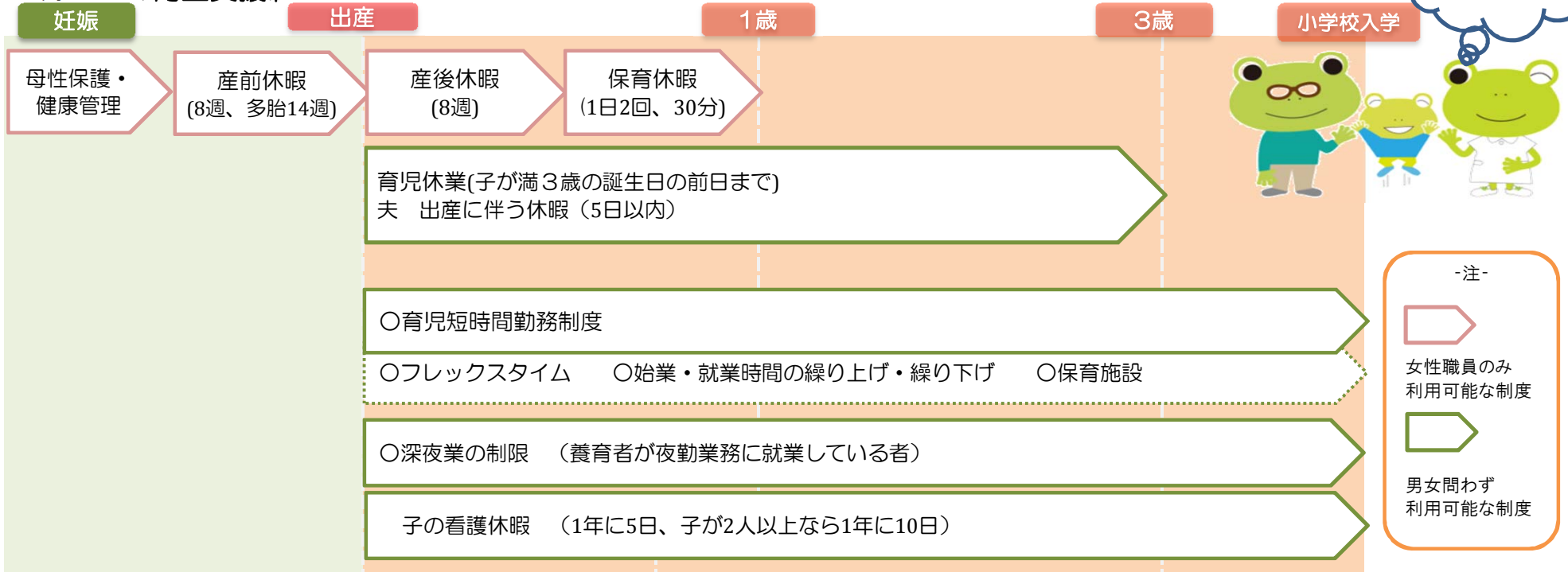


# 亀山市立医療センター ワーク・ライフ・バランス (WLB) 支援制度の紹介

病院併設の保育園  
あります

## 1. 育児との両立支援制度



## 2. 職員が利用できる各種休暇制度など

**<有給休暇の付与日数>**

◎正職員 20日/年  
採用後1年未満は採用時期に応じて付与  
(4月採用時15日、など)

※未消化の有給休暇は最大20日まで翌年まで繰り越すことができます

**<各種休暇制度>**

①結婚するとき 連続して、7日(週休2日を含む)  
②妻が出産するとき 連続して、5日  
③親族の死亡  
配偶者 連続して、10日(週休2日を含む)  
父母 連続して、7日(週休2日を含む)  
子 連続して5日  
祖父母・兄弟姉妹 連続して、3日  
④ボランティア休暇

**<そのほか 福利厚生>**

- 外部研修費用の援助
- 認定看護師育成支援 全額補助
- 認定看護師育成支援 有資格者への外部研修の支援
- 組織の目的に応じた研修参加支援
- 結婚祝い金
- 小学校・中学校入学祝い金 等

※制度によっては、適用されない場合もあります。



## 3. 介護との両立支援制度

介護休暇 (短期)	介護休暇 (長期)	勤務時間の短縮等の措置
<ul style="list-style-type: none"> <li>1年間に対象者</li> <li>1人の場合：5日まで</li> <li>2人以上の場合：10日まで</li> <li>給料の支給あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年間に</li> <li>最長6ヶ月まで</li> <li>給料の支給なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>短時間勤務制度</li> <li>フレックスタイム制</li> <li>始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ</li> <li>介護サービス費用の助成等</li> </ul>



※制度によっては、適用されない場合もあります。

-注-

◎要介護状態：  
2週間にわたり、病気やケガなど常時介護を必要とする状態

◎対象家族：  
配偶者、父母、子、配偶者の父母、並びに職員が同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫